平成２５年（フ）第１３９２号
大阪府高槻市成合北の町613番地
債務者　宮﨑　輝美
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２号
北海道河東郡音更町木野大通東５丁目４番地５　キノヴィレッジＢ棟23号室
債務者　宮部　　悠
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
愛知県豊橋市多米中町２丁目20番地の12
債務者　福士　　健
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４１号
愛知県豊橋市藤沢町167番地　102
債務者　伊藤　俊介
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３３２号
福井市光陽１丁目９―16、開始決定時の住所
福井市学園２丁目11番６号
破産者　冨田　新吾
1　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
2　一般調査期日　平成25年５月28日午後２時30分
平成25年４月３日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０２３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目９番19号
破産者　齋藤　英子
1　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
2　一般調査期日　平成25年６月６日午後３時
平成25年４月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７２６号
大阪市住之江区平林南２丁目６番２―1004号
破産者　渡邊　　誠
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月20日午後３時30分
平成25年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２号
茨城県笠間市長兎路963番地３
破産者　千葉　国雄
1　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
2　一般調査期日　平成25年８月21日午前10時
平成25年４月２日　　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２００号
京都市東山区五条通大橋東入東橋詰町20番地６
破産者　保温工事東海こと　東海　一博
1　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
2　一般調査期日　平成25年７月４日午後１時30分
平成25年４月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成１８年（フ）第２３４０号
大阪府岸和田市宮本町２番29号
破産者　株式会社愛染蔵
1　期日　平成25年５月８日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９９号
山口県周南市大字徳山7966番地の１　栗坪第１市住２棟202号
破産者　青山政徳こと　趙　　鏞日
異議申述期間　平成25年５月７日まで
平成25年４月３日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９６号
山口県美祢市大嶺町東分433番地の１
破産者　有限会社美祢中央薬局
異議申述期間　平成25年５月７日まで
平成25年４月３日　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５１号
山口県防府市大字江泊1099番地の４
破産者　國澤　成彦
異議申述期間　平成25年５月８日まで
平成25年４月３日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０２３号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　佐藤株式会社
代表清算人　佐藤　彰芳
1　決定年月日　平成25年４月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１号
富山県高岡市戸出池田町1650番地
再生債務者　成和建設株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年３月29日　富山地方裁判所高岡支部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
川崎市川崎区塩浜２丁目８番地６
再生債務者　トーヨーユニバーサル株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア西館３階　多摩川法律事務所　弁護士　増田　　尚
平成25年３月29日　横浜地方裁判所川崎支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
岡山市北区問屋町19番地103
再生債務者　いろは堂株式会社
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年６月10日から平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１号
富山県高岡市戸出池田町1650番地
再生債務者　成和建設株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　富山県高岡市広小路１番28号　作井法律事務所　弁護士　作井　康人
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年３月29日　富山地方裁判所高岡支部